保護者の皆様へ

筑西市の学校給食費について

◇令和4年4月から学校給食費を改定しました。

児童・生徒の学校給食に要する費用は、学校給食法第11条の規定により保護者の負担となりますが、筑西市では人口10万人死守プロジェクト事業の一つとして、子育て世代の負担を軽減するため、下記のとおり学校給食費を改定いたしました。

月額給食費

（改定前） 令和4年3月まで

区分	保護者負担額	市負担額	食材購入費
児童	3,000 円	1,300 円	4,300 円
生徒	3,500 円		4,800 円

（改定後） 令和4年4月から

区分	保護者負担額	市負担額	食材購入費
児童	2,800 円	1,500 円	4,300 円
生徒	3,300 円		4,800 円

中学3年生の3月分は 1,650 円

・市立小学校・市立中学校に通う児童・生徒及び県立下館第一高等学校附属中学校に通う**市内在住**の生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、学校給食費の一部を市が負担します。
保護者負担額について、児童は 2,800 円/月、生徒は 3,300 円/月となります。ただし、県立下館第一高等学校附属中学校に通う市外在住の生徒は 4,800 円/月となります。

・令和4年度からは、市が 1,500 円/月を負担し、児童 4,300 円、生徒 4,800 円を食材購入費に充て給食を提供しますので、保護者の負担額が下がっても、給食の量が減ったり、食材の質が低下したりすることはありません。

【学校給食費の仕組み】

学校給食法において、給食の実施に必要な経費のうち、施設や設備に要する経費や人件費などは公費負担、それ以外の経費は児童生徒の保護者の負担とされています。

本市においては、施設や設備の設置、修繕に係る経費、調理員等の人件費はもちろん、光熱水費や食材費の一部などについても市の負担としています。

筑西市教育委員会　学校給食課　TEL:0296-25-0131